

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 3 号

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年浜田市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を第 14 条とし、第 9 条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（住登外者宛名番号関係事務に利用する情報）

第 13 条 条例別表第 3 の 2 の項に規定する規則で定める情報は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の宛名の登録又は変更に係る住登外者宛名情報とする。

第 8 条中「別表第 2 の 4 の項」を「別表第 2 の 5 の項」に改め、同条第 11 号中「第 134 条第 1 項各号」を「第 134 条各号」に改め、「（同条第 2 項の規定により準用する事務を含む。）」を削り、同条を第 10 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（法別表の下欄に掲げる事務及びこれに利用する情報）

第 11 条 条例別表第 2 の 6 の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 番号利用法情報提供省令第 17 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (2) 番号利用法情報提供省令第 18 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (3) 番号利用法情報提供省令第 19 条に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (4) 番号利用法情報提供省令第 39 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (5) 番号利用法情報提供省令第 50 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (6) 番号利用法情報提供省令第 71 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (7) 番号利用法情報提供省令第 77 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (8) 番号利用法情報提供省令第 83 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報

- する者に係る住登外者宛名情報
- (9) 番号利用法情報提供省令第 94 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (10) 番号利用法情報提供省令第 108 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (11) 番号利用法情報提供省令第 117 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (12) 番号利用法情報提供省令第 134 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (13) 番号利用法情報提供省令第 146 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (14) 番号利用法情報提供省令第 157 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報
- (15) 番号利用法情報提供省令第 162 条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る住登外者宛名情報

第 7 条中「別表第 2 の 3 の項」を「別表第 2 の 4 の項」に改め、同条第 1 号中ウをエとし、イをウとし、同号ア中「(子ども医療費条例第 2 条第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。)」及び「(子ども医療費条例第 2 条第 4 項に規定する被保険者等をいう。以下同じ。)」を削り、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該申請に係る子ども（子ども医療費条例第 2 条第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。）又は被保険者等（子ども医療費条例第 2 条第 4 項に規定する被保険者等をいう。以下同じ。）に係る住登外者宛名情報

第 7 条第 2 号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該申請に係る子ども又は被保険者等に係る住登外者宛名情報

第 7 条第 3 号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該申請に係る子ども又は被保険者等に係る住登外者宛名情報

第 7 条を第 9 条とする。

第 6 条中「別表第 2 の 2 の項」を「別表第 2 の 3 の項」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条中「別表第 2 の 1 の項」を「別表第 2 の 2 の項」に改め、同条第 1

号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該申請に係る住登外者宛名情報

第5条第2号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該申請に係る住登外者宛名情報

第5条第3号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該申請に係る住登外者宛名情報

第5条第4号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該申請に係る住登外者宛名情報

第5条第5号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該届出に係る住登外者宛名情報

第5条を第7条とする。

第4条中「別表第1の3の項」を「別表第1の4の項」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(住登外者宛名番号関係事務及びこれに利用する情報)

第6条 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者に係る宛名の登録又は変更に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該登録又は変更に係る住登外者宛名情報(条例別表第2備考第1号に規定する住登外者宛名情報をいう。以下同じ。)とする。

第3条中「別表第1の2の項」を「別表第1の3の項」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「別表第1の1の項」を「別表第1の2の項」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(住登外者宛名番号関係事務)

第2条 条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の登録、変更、削除その他の住登外者の情報の管理に関する事務とする。

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。